

○議長（三井幸雄） それでは、これより本日の議事に入ります。

ここで、お諮りいたします。

この際、日程の順序を変更し、日程第10「一般質問」を行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（三井幸雄） 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定し、日程第10「一般質問」を行います。

発言の通告がありますので、順次、質問を許します。

あなた議員。

○あなた貴洋議員（登壇） おはようございます。

それでは、通告に従いまして、一般質問を行います。

生活保護行政の適正化についてであります。

まず、西川市政2期8年において、本市における生活保護費及び支給世帯数、支給額、保護率はどのように推移したのでしょうか。

また、本市生活保護の実態として、一般的な母子世帯への支給額、保護の連鎖とも言われる複数世帯の状況、受給期間中の減免制度についてお示しください。（降壇）

○議長（三井幸雄） 大家福祉保険部長。

○福祉保険部長（大家教正） 生活保護に関する御質問に、順次、お答えいたします。

過去8年間での生活保護の被保護世帯数、扶助費の決算額、保護率の増減につきましては、平成18年度7千814世帯、180億9千644万円、32.6パーミルであるのに対し、25年度は9千931世帯、216億3千575万円、39.2パーミルとなっております。世帯数では2千117世帯の増、扶助費は35億3千931万円の増、保護率では6.6ポイントの増となっております。厳しい経済情勢の影響等により、平成5年度以降、一貫して増加傾向にあります。

生活保護費は、国で定めた最低生活費の額から

その世帯の収入を除いた分が支給されるものであり、一般的な支給額については申し上げられませんが、母親が41歳、子どもが中学生と高校生の3人世帯で、手当等の社会保障給付金、稼働収入等がなく、家賃が3万6千円とした場合、支給額は月額23万2千290円となり、冬季加算や期末一時扶助を加えた年額では297万9千260円となります。また、同一世帯内で3世代が受給している世帯の数は、9月1日時点で36世帯となっております。生活保護受給者が利用できる減免制度としましては、市・道民税、固定資産税、国民年金保険料、上下水道使用料、し尿収集料、家庭ごみ処理手数料等の減免等があり、市以外の制度としましては、NHK受信料、私立高等学校授業料の減免等があり、法テラスで立てかえた弁護士、司法書士の費用等、それぞれの制度の中で減免等を規定しているものもございます。

以上でございます。

○議長（三井幸雄） あなた議員。

○あなた貴洋議員 人口減少が進む中、たった8年で2千117世帯の増、金額にして35億3千931万円の増ということではありますが、本市財政を圧迫するこの問題に対して、果たして、景気・経済対策やケースワーカーの適正配置による不正受給対策、働ける年齢層への就労自立支援対策などが確かなものであったのか、これから伺ってまいります。疑問符がつきます。

そこで、近年、調査の甘さにつけ込んだ不正受給が横行しており、お示しいただいたとおり、保護内容も低所得者よりも優遇されているため、働くよりも生活保護を受けたほうが得という倫理の崩壊も招いております。

まずは、昨年度の不正受給の件数及び額はどのような状況にあるのでしょうか。

加えて、不正受給と認められた額から返還額を除いた未徴収額についてもお示しください。

○議長（三井幸雄） 福祉保険部長。

○福祉保険部長（大家教正） 本市における平成

25年度の不正受給でございますが、203件、金額は4千40万8千732円となっており、徴収済み額を除いた、今後、分割等により納めていただく額も含めた未納額は3千448万3千176円となっております。

○議長（三井幸雄） あなだ議員。

○あなだ貴洋議員 市長就任以降、こうして未徴収のままとなっている不正受給の件数及び額の累計は、一体どのような状況となっているのでしょうか。

○議長（三井幸雄） 福祉保険部長。

○福祉保険部長（大家教正） 不正受給は、毎年約200件発生しておりますが、その納付は分割で行われることが多く、年度内で完納されぬ未納分については翌年度以降の納付となります。分割等を含めた未納は毎年100件以上ございまして、現時点で債権として残っているもののうち、過去8年間における件数及び額の累計は811件、1億3千347万142円となっております。

○議長（三井幸雄） あなだ議員。

○あなだ貴洋議員 100万単位の予算を削るのも困難な時代に、毎年これだけの不正受給を許し、加えて、811件、1億3千万円以上もの不正分がいまだに回収されていません。こうした実態について、税金を払っている方に申しわけないと思っているのでしょうか。

そこで、不正受給の対策強化を柱とする改正生活保護法が7月1日より全面施行されました。改正法は、不正受給の罰則金の上限を30万円から100万円に引き上げ、不正分の返還金にペナルティーを上乗せできるようにしました。

本市においては、生活保護が最後のセーフティネットとして持続可能な制度となるよう、今後、どのように罰則の厳格化を図り、また、不正受給にかかわる返還金の確実な徴収を行うのか、見解を伺います。

○議長（三井幸雄） 福祉保険部長。

○福祉保険部長（大家教正） 生活保護制度の適

正な実施に当たりましては、不正受給への対応及び返還金の徴収を適切に行うことが重要と認識してございます。このため、国の通知におきまして、不正受給に関する徴収金の加算について、特に悪質な不正受給があった場合等については加算して徴収すること、その判断に当たっては、組織的な検討を行い、決定することとされていることを踏まえ、今後、他市の状況の把握等も行いながら、本年度中に判断基準を設けてまいりたいというふうに考えてございます。

未納の徴収金につきましては、分割で納付を行っている方につきましては、今回の法改正において規定された保護金品等との調整による手法により費用徴収を行ってまいりたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長（三井幸雄） あなだ議員。

○あなだ貴洋議員 本市の不正受給の状況は、働いている事実を隠しつつ保護費を受給する不正が圧倒的に多いことが明らかとなっております。ケースワーカーによる徹底的な訪問調査によって、就労の実態をもっと厳密にチェックすべきだという意見も多く聞かれます。

そこで、本市におけるケースワーカーの配置状況は、社会福祉法に規定される標準数と比較し、どのような状況にあるのでしょうか。

また、ケースワーカーによる訪問調査が1年以上も行われていない事例もあるとお聞きします。一体、どれくらいあるのでしょうか、お示ください。

○議長（三井幸雄） 福祉保険部長。

○福祉保険部長（大家教正） 社会福祉法では、市の設置する福祉事務所において現業を行う所員の数は、被保護世帯の数が240以下であるときは3、以後、被保護世帯が80増加するごとに1を加えた数を標準として定めております。本市における平成26年3月末日時点の被保護世帯数は9千998世帯であり、社会福祉法の規定による

標準数は124人となっておりますが、本年度の地区担当員の配置は105人と19人下回っている状況でございます。

また、訪問の状況についてでございますが、主治医からの指示による訪問延期や、入院により訪問ができなかったなど、結果的に12カ月以上訪問調査が行われていない事例として、平成25年度の北海道による施行事務監査では119件の指摘がございました。このため、各世帯の訪問状況を把握できる体制を整え、長期未訪問が発生しないよう対応をとったところでございます。訪問調査の際に不在等の場合は、地区担当員への連絡を求め、必要に応じ、来庁による生活実態の把握を行っているところでございます。

以上です。

○議長（三井幸雄） あなだ議員。

○あなだ貴洋議員 ケースワーカーによる訪問調査が行われていない事例が年間100件以上もあり、受給者の生活実態を把握するために必要なケースワーカーも標準数より19人も下回っていることなどから、本市生活保護行政におけるチェック機能がこれまで正常に働いてきたとは言い切れません。

そこで、実態把握を怠ることは、不正や受給漏れを許すことにもつながります。ケースワーカーを標準数確保し、より正確に把握すべきだったのではないのでしょうか。また、今回の制度改正により、ケースワーカーの果たすべき役割はより広範囲なものとなります。どう対応するのか、見解を伺います。

○議長（三井幸雄） 福祉保険部長。

○福祉保険部長（大家教正） 地区担当員が社会福祉法の標準数を19人下回っていることにつきましては、地区担当員の業務が複雑多様化する中、所要人員の充足を図ることなどが、厚生労働省や北海道により行われた生活保護法施行事務監査においても指摘されているところでございます。経済情勢の悪化等により全国の生活保護受給者数が

増加を続け、昨年には過去最高を更新しており、本市におきましても、平成5年度以降、生活保護世帯は大幅に増加する状況の中でございます。これまでも、係の新設や地区担当員の増員も行ってきたところでございますが、今後も全庁的な人員配置の中で対応を検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（三井幸雄） あなだ議員。

○あなだ貴洋議員 次に、生活保護に関する悪質な不正事案に対して、国からは積極的な告訴、告発を含めた厳正な対応が求められております。国が目安とする判断基準をお示してください。

また、本市においても、こうした国の通知、判断基準にのっとり、不正事案に対して早急かつ厳正な対応をとるべきと考えます。いかがでしょうか。

○議長（三井幸雄） 福祉保険部長。

○福祉保険部長（大家教正） 告訴、告発等の判断基準についてでございますが、悪質な不正事案に対しては厳正な対応を求めるという平成26年4月1日付通知で国が目安として示した内容でございますが、不正受給金額が高額である、収入等に関する提出書類に意図的に虚偽を記載する、または偽造、改ざんするなど悪質な手段を講じている、不正受給期間が長期にわたる、ギャンブル、浪費等、生活保護制度の趣旨に反した用途のために不正受給を行ったものである、過去にも不正受給をした事実がある、費用徴収に応じない等、告訴等の手段をとらない場合、返還の見込みがない、複数の福祉事務所で重複して不正受給をしているなど、その他、特に悪質と認められる事実があるのいずれかに該当するものであるというふうになってございます。

なお、不正受給金額が高額であることを理由に告訴等を行う基準としては、100万円以上を目安としている自治体が多いこと、同じく、不正受給期間が長期であることを理由に告訴等を行う基

準としては、1年以上を目安としている自治体が多いこともあわせて示されております。

本市といたしましては、この基準等を参考に、他市の状況の把握や関係機関との調整等を行いながら、今年度中に判断基準を設けたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（三井幸雄） あなだ議員。

○あなだ貴洋議員 今回の制度改正では、後を絶たない不正受給対策も強化されました。一部世帯の不正により、市民から生活保護に対する信頼が大きく損なわれ、決まりを守っている方々が肩身の狭い思いをするようでは本末転倒であります。本市においては、制度を悪用する不正受給者も後を絶たないことから、生活保護に不審を抱く市民も少なくありません。不正受給は、本市生活保護に対する市民の信頼を揺るがす行為であり、許しがたいものであります。

幾つか問題点を指摘させていただきましたが、良識ある市民への信頼回復に向け、最後に、市長から、2期8年、本市生活保護行政を振り返っての反省点、また、今後、市民から信頼される保護行政の実現に向けて、決意等がもしあればお示しください。

○議長（三井幸雄） 岡田副市長。

○副市長（岡田政勝） 生活保護の適正化について御質問がございました。

御質問にもありましたけれども、生活保護の不正受給、これは決して許されるものではありません。本市では、毎年、税情報を活用した収入状況の調査など、不正受給防止に向け、さまざまな取り組みを行っております。

一方で、生活保護には、最後のセーフティーネットとしての役割を引き続き十分に果たしていくことが求められておまして、支援が必要な人には確実に保護を実施するという基本的な考えは変わるものではありませんが、法改正の趣旨を踏まえまして、今後とも、必要な指導などをきめ細か

く行っていくことができる体制を強化し、生活保護の厳正な対応を行うための取り組みを進めるなど、制度全体への信頼を損なうことがないように努めてまいります。

以上です。

○議長（三井幸雄） あなだ議員。

○あなだ貴洋議員 このたび、国からも適正化が求められておりますが、昨年3月、こうした動きよりも先に、兵庫県小野市では、生活保護費でパチンコはだめとする市福祉給付制度適正化条例も制定されております。条例制定をリードした小野市の市長は、生活保護の不正受給は平成23年度で173億円とされるが、氷山の一角だろう、地方から国を変える気構えを持ちたいと言っています。ただいま市長からの答弁はありませんでしたが、首長として、制度運用のさらなる適正化を図るという気概くらいは求められるのではないのでしょうか。

次に、男女共同参画の健全化についてであります。

第2次旭川市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する基本計画の策定に向けて、8月1日から1カ月間、パブリックコメントが実施されました。ここで市民に示された計画策定の趣旨では、DV被害者の多くは女性であり、男女共同参画の妨げになっているという市の認識が示され、意見募集がされております。

しかし、内閣府の調査によりますと、実に女性の約3人に1人、男性の約5人に1人が配偶者からの被害経験ありと回答しており、男女ともに深刻な結果となっております。被害者の多くが女性というのは実態にふさわしくありません。なぜに正しく事実を周知して意見募集をしなかったのでしょうか。これを意見誘導と言うのではないのでしょうか。

まず、これまでを振り返り、本市男女共同参画行政が男女差別を助長するようなものとなっていないか、市長の見解を伺います。

○議長（三井幸雄） 赤岡総合政策部長。

○総合政策部長（赤岡昌弘） 内閣府の男女間における暴力に関する調査の結果では、配偶者からの被害の経験ありと回答したのは女性が32.9%、男性が18.3%という結果であります。配偶者への暴力は、男性から女性への暴力も、それから女性から男性への暴力も、ひとしく個人の尊厳を傷つけるものであると認識しており、第2次旭川市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する基本計画においても特に性別を限定しておらず、また、市の配偶者暴力相談支援センターにおいても男性からの相談も受け付けているところであります。さらに、本市が実施する啓発事業においても、配偶者間の暴力に関する内容に取り組む場合には、男性への暴力の防止に関しても女性同様に配慮していく必要があると考えているところでございます。

本計画の策定に当たりましてでございますが、平成25年12月に決定された国の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針と、ことし7月に策定されました第3次北海道配偶者暴力防止及び被害者保護等・支援に関する基本計画の内容や、市の配偶者暴力相談支援センターへの相談の現状等を総合的に勘案し、附属機関であります旭川市男女共同参画審議会や関係各機関で構成する会議の意見も踏まえながら、現段階での情勢を勘案して計画案の作成を行っているところでございます。

今後につきましては、配偶者に関する暴力の状況を随時見きわめながら対応を進めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（三井幸雄） あなだ議員。

○あなだ貴洋議員 男女間の暴力に加え、厚労省の統計によりますと、全国の児童相談所が対応した児童虐待の件数は、調査を開始した平成2年度の1千101件に比べ、平成25年度では7万3千765件と約70倍に増加をしております。児童虐待により子どもが死亡する件数も年間100

件前後と高い水準で推移しております。さらに、年間約1千件起きる殺人事件のうち、約半数は親族間によるもので、平成23年度には子が親を殺害するケースも前年度から26.4%も増加しております。

こうした統計からも、今、家族というものが危機に瀕しており、家庭内の暴力が深刻な社会問題になっていることから、昨年第3回定例会でも、暴力という、男女、子どもを問わず、違法な行為に対し、女性への暴力とあえて限定せず、全ての暴力根絶を目標に掲げ、市民周知すべきと、偏りなき表記と市の認識の見直しを求めてきたところでもあります。今後、常に見直しをし、考えていくと約束いただいていただけに、残念でなりません。改めて、偏りなき男女共同参画を求めたいと思います。

ただいま、市長からの答弁も求めたんですけれども、よろしいですか。

○議長（三井幸雄） 西川市長。

○市長（西川将人） 済みません。私から答弁をさせていただきます。

男女共同参画社会の形成に向けてということで、現状として女性の参画が進んでいない分野、あるいは男性の参画が進んでいない分野への対策に重点的に取り組む必要があると考えております。

その場面、場面、その内容、内容によって、より効果的な施策を推進し、それぞれの課題について一つ一つ解決に向けて取り組みを進めていくことで、男女共同参画社会の形成、推進が図られていくのではないかと考えているところでございます。

○議長（三井幸雄） あなだ議員。

○あなだ貴洋議員 ただいま、市長からは、女性あるいは男性の参画が進んでいない分野に重点的に取り組む必要があると御答弁いただきました。

そこで、本市男女共同参画基本計画に基づく主要事業のうち、男性のみを対象とする施策、女性のみを対象とする施策はそれぞれどのような状況

にあるのか、お示してください。

○議長（三井幸雄） 総合政策部長。

○総合政策部長（赤岡昌弘） 今年度の主要事業のうち、女性のみを対象としているのは、再掲載されているものを除いて99事業のうち12事業で、男性のみを対象としている事業はございませんでした。女性のみを対象としている事業としては、具体的には、女性相談、附属機関等への女性委員の登用、妊婦健康診査などの事業となっているところでございます。

以上でございます。

○議長（三井幸雄） あなだ議員。

○あなだ貴洋議員 男性の参画が進んでいない分野も取り組むとしながらも、結果としてこうした事業数の偏りが本市男女共同参画をゆがめているのではないのでしょうか。

そこで、市長の男女の人権尊重と平等意識、現状認識について確認したいと思います。

読売新聞の8月20日朝刊によりますと、男性からのDV被害相談が近年急増している、警視庁の調査では、2013年とその前の相談件数のふえ方は、女性の1.4倍に対し、男性は4.1倍、原因ははっきりしていないが、専門家は、相談しやすい時代になったのではないかと、社会における男性の立場の変化が要因の一つと見ていると報道しております。

そこで、2001年、DV防止法施行後、警察は、DV相談を受けた場合、男女を問わず対応しております。本市においては、女性相談窓口の設置にとどまっており、男女共同参画には欠かせない男女を問わずという姿勢が見られません。時代に合った公正、公平な男女共同参画を目指すべきと考えますが、見解を伺います。

○議長（三井幸雄） 総合政策部長。

○総合政策部長（赤岡昌弘） 御質問のとおり、男性も女性も仕事や家庭など多様な悩み事を抱えておりまして、相談先が必要になることがございます。女性の場合につきましては、一律で、固定

的な性別役割分担意識に起因する仕事と家庭の両立の難しさや、経済的自立の問題、あるいは妊娠、出産などの健康問題がかかわることがありまして、女性特有の課題の解決を支援していくために、男女共同参画社会が形成途上である現状においては女性相談窓口を設置しているところでございます。

男性の悩み事に特化した相談窓口は本市では設置しておりませんが、庁内外の各種窓口の周知や連携強化を進めていくことが重要でありますし、今後も、相談にかかわる市民ニーズの現状等を把握しながら調査研究を進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（三井幸雄） あなだ議員。

○あなだ貴洋議員 答弁にもありましたが、妊娠、出産など女性特有の課題解決も重要であります、同時に、男性特有の課題と言え、結婚意向のある約半数の独身男性が経済不安から結婚に踏み切れないことが内閣府の調査でも明らかとなっております。これは、未婚化、晩婚化解決には欠かせない課題と言われております。市長が、まず一方の性に偏るような男女共同参画を改め、男女双方の課題に目を向け、同時に取り組むという発想を持たなければ、本市少子化、人口減少の解決は見えないのではないのでしょうか。これは、後にも触れたいと思います。

次に、本市男女共同参画基本計画の子育て支援体制の充実では、ニーズに応じた具体的な支援を進めるため、保育体制の充実や実施施設の整備など、地域における子育て支援などの各事業に取り組むとして、乳児保育の推進、延長保育や夜間保育、休日保育の充実、一時預かりなど、いわば待機児童の解消、育児の社会化に力が注がれてきました。

まずは、市長の2期8年、こうした支援体制の充実を進めた結果、少子化が進む本市において、預けられる子の数ほどのように推移したのか、お示してください。

○議長（三井幸雄） 河合子育て支援部長。

○子育て支援部長（河合伸子） 子育て支援施策についてでございます。

子育てと仕事の両立支援を図るため、認可保育所の施設整備や各種特別保育事業の実施等を進めてきたところございまして、認可保育所入所児童数につきましては、平成19年4月1日におきまして4千332人から、平成26年4月1日、4千886人へと554人分増となっていますほか、この間、延長保育、5カ所で定員60人分、一時預かり事業、3カ所で定員30人分などの整備も行ってきたところでございます。

なお、認可保育所施設整備に要した事業費につきましては、平成26年度は予算額であります、平成19年度から平成26年度までにおきまして18億5千470万6千円となっております。

以上でございます。

○議長（三井幸雄） あなだ議員。

○あなだ貴洋議員 生まれたばかりの赤ん坊を平気で保育園に預ける親も急増する中、市長は、これまで親の長時間労働を可能とする長時間保育とそれに伴う施設整備の充実を進めてきました。これを子どもたちが健やかに育つ環境づくりと言ってよいのでしょうか。本来、乳幼児を育てる母親が家庭での育児に専念できる環境、子が母親と恒常的に触れ合える環境を言うのではないのでしょうか。市長は、こうした育児の社会化を推し進めるに当たり、預けられる側の子の視点にも配慮してきたのでしょうか。

そこで、本市子育て支援部の事業で、子の健全育成には欠かせない子の最善の利益を主とする事業はどれぐらいあるのでしょうか。全体に占める割合についてもお示してください。

また、事業展開に当たり、どのようなニーズ把握をしているのか、お示してください。

○議長（三井幸雄） 子育て支援部長。

○子育て支援部長（河合伸子） 子育て支援部におけます事業展開についてでございます。

予算事業69事業のうち、直接、子どもを対象として実施しているものは、就学後の子どもも対象としまして実施している事業を含めましても、青少年健全育成事業や児童館、こども向け屋内遊戯場など5事業、予算額にしまして1億3千839万円でして、子育て支援部における一般会計予算総額166億8千534万9千円に占める割合は0.8%となっております。

また、子育て支援部における事業展開に当たっては、子育て中の保護者を対象としましたアンケート調査を参考としてまいりましたが、今後につきましては、積極的に中高校生や大学生等、青少年からの意見等も聴取し、反映していくことが子どもの育ち支援を進めていくために必要であると認識しております。

以上でございます。

○議長（三井幸雄） あなだ議員。

○あなだ貴洋議員 市長公約でもある子ども条例では、保護者は、子どもの育成に責任を有することを自覚し、愛情を持って子育てを行い、子どもが健やかに育つ家庭環境づくりに努めるものとする保護者に求めておきながら、市が進めてきた施策の実態は、家庭育児とは逆を行く育児の社会化の推進でありました。また、条例では、子どもの意見を子どもが健やかに育つ環境づくりの推進に反映させるとしながらも、事業展開に当たり、ただいまの答弁でもわかりましたが、子どもの意見すら聴取していないことも明らかとなりました。

市長は、莫大な時間と税金を使い、この条例を制定しましたが、一体何のための条例だったのでしょうか。市長公約でもある子ども条例の理念とは逆を行く市長の子ども視点なき事業展開は、健全性を欠いていませんか。まず、この矛盾を市民にどう説明するのか、市長、もし見解があればお示してください。

また、子どもが生まれても、3歳くらいまでは働かずに育てたいと考える女性は約8割おり、市が重点を置く子どもが生まれても働きたいと考

る女性は2割と言います。厚労省の調査でも、独身女性の約3人に1人が専業主婦を希望しております。皮肉にも、市が男女共同参画の弊害とする、家を守り、子を育てるといった伝統的家族観への回帰であります。

本市は、長年、性別役割分担意識解消策や両立支援策を進めてきました。市民ニーズの逆を行く政策とは言えませんか。今後は、まず第一に子の最善の利益を尊重し、より多数の市民ニーズを反映する健全な子育て支援策に転換すべきと考えます。いかがですか。

○議長（三井幸雄） 子育て支援部長。

○子育て支援部長（河合伸子） 子育て支援施策についてでございます。

子どもが健やかに育つ環境づくりを進めていく上では、保護者からの愛情を受けることができる家庭環境が重要であると認識しております。これまで、子育てに関する経済的負担や多様な育児不安の軽減、子育てと仕事の両立支援としまして、認可保育所等の整備を進めてきたところでございますが、今後におきましては、同時に、子どもの育ちにとっての家庭の役割の大切さや親子のきずなを再確認するきっかけづくりの取り組み、社会全体への意識啓発の取り組みを積極的に実施しまして、市民一人一人が子どもの幸せや子どもにとって大切なことを意識し、行動できる環境づくりを進めてまいります。

また、子育て支援に関する各種事業も全て子どもの育ち環境の充実につながるとの認識のもとに関連施策を進めてまいりましたが、児童虐待が増加傾向にあるなど、将来を見据え、子どもに対して社会の一員や親になることの意識を育む取り組みの必要性を感じているところでございます。そのため、現在、策定を進めております旭川市子ども・子育てプランにおきましては、保護者に対する子育て支援とともに、子どもに対する育ち支援を明確に持ちながら、基本方向の設定などに反映してまいりたいと考えております。

○議長（三井幸雄） あなだ議員。

○あなだ貴洋議員 市長の答弁はないようですので、次に行きます。

次に、少子化、人口減少社会への対応についてであります。

日本の人口が減少に転じたのは平成17年、この年は、合計特殊出生率も1.26と過去最低水準を記録し、人口減少元年と呼ばれました。

本市においては、それよりも早い平成11年から減少に転じ、人口減少社会が反転することなく、それどころか、全国平均よりも少子化の進行度合いを加速させてきました。

まずは、本市少子化の動向とこれまでの少子化対策の取り組み状況についてお示しください。

○議長（三井幸雄） 総合政策部長。

○総合政策部長（赤岡昌弘） 本市の少子化の動向であります。出生数という指標で捉えますと、昭和30年代から40年代にかけての高度経済成長時代において、これは急激にふえまして、ピーク時であった昭和46年には年間6千人を超えておりましたが、これ以降、減少傾向に転じ、平成25年の出生数は2千460人と、ピーク時の約4割にまで減少しているところでございます。また、合計特殊出生率では、平成15年の1.20から平成24年に至るまで1.17から1.28の範囲での変化にとどまっております。直近の平成24年では1.24となっており、横ばいの傾向にございます。

次に、本市の少子化対策についてであります。第7次総合計画において、施策の方向の一つとして子どもを生み育てやすい環境の充実を掲げているところであり、この分野での具体的な市の取り組みといたしましては、妊娠、出産及び不妊に関する各種相談業務や出産に対する経済的負担の軽減、また、育児や保育に関するサービスの充実などにより、安心して妊娠、出産、子育てができる環境の整備を図ってきたところでございます。

以上でございます。

○議長（三井幸雄） あなだ議員。

○あなだ貴洋議員 少子化の2大要因は未婚化と晩婚化と言われており、家族そのものがないということでもあります。これまで市が進めてきた少子化対策は、妊娠、出産及び不妊に関する各種相談業務や出産に対する経済的負担の軽減、育児や保育に関するサービスの充実ということですが、これらは主に家族を対象とするものであります。家族そのものがない時代において、安心して妊娠、出産、子育てができる環境の整備を図り、果たして本市の少子化が解決されるのでしょうか。それらと同時に、少子化の根本原因たる安心して結婚できる環境の整備を図るべきではなかったのか。これについては、7月の全国知事会議の少子化非常事態宣言の中でも指摘をされております。

人口は、持続可能、つまり安定的に維持できるものでなければなりません。目先の妊娠、出産、子育て世帯を対象とした施策も重要ではありますが、将来を見据えて支援対象を拡大すべきだったのではないのでしょうか。また、市長の少子化に対する認識、政策対応に問題はなかったのか、見解を伺います。

○議長（三井幸雄） 総合政策部長。

○総合政策部長（赤岡昌弘） 少子化対策の認識と対応課題についてでございます。

少子化対策は、何か一つの施策で解決できるものではなく、子どもを産み育てやすい環境を整備することや、地域の経済を活性化して働く場を確保し、さらには、安心して暮らせ、このまちに住み続けたいと思えるようなまちづくりを行うことなど、総合的な取り組みが必要であると考えております。

少子化の背景といたしましては、市民の価値観の多様化、子育てに対する負担感の増大などがありまして、また、直接的な要因といたしましては、未婚化、晩婚化あるいは晩産化などがあると考えられているため、少子化対策を考える上では結婚

に至るまでの取り組みにつきましても重要な視点であると考えているところでございます。こうした少子化の背景や要因は、個人の考え方、さらには、生き方に関係することから、解決がなかなか難しい面もありますが、少子化という問題については、行政はもとより、市民や企業など地域全体で認識を共有していくことが重要と考えております。

今後におきましては、本市における少子化の要因について、若者や子どもなどの多様な視点からの分析を進めるとともに、若者が結婚しやすい環境づくりや、さらには家族の役割の大切さ等、より幅の広い市民ニーズを踏まえた対策について検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（三井幸雄） あなだ議員。

○あなだ貴洋議員 本来、行政としても、結婚や出産を考えながらもできないでいる人たちへの阻害要因を取り除くことにも力点を置いておけば、本市の結婚・出産動向に変化を生じさせられたのではないのでしょうか。ただいま答弁いただいたとおり、これまで男女共同参画型の少子化対策から、より多くの市民ニーズを踏まえた出生促進的な少子化対策に早急な転換を求めたいと思います。

次に、5月に、日本創成会議の分科会が、約25年後、出産可能な女性人口が大幅に減少し、大都市圏への人口移動と地方消滅が同時進行するという衝撃的な予測を発表しました。本市も、近い将来、消滅の危機にさらされる消滅可能性都市に含まれておりました。少子化、人口減少は、税収や生産、消費の落ち込みにつながり、成長や財政、社会保障の持続にも大きな影響を及ぼし、さらなる人口減少を招きます。

市長は、就任以来、さまざまな施策の展開に取り組んでまいりましたが、本市の衰退はとまりません。市政運営2期8年を振り返り、これまでの対応をどう自己評価しているのでしょうか。また、市長は、待ったなしのこの衝撃的な予測を受けて、

どのように受けとめて、そして、本市が消滅の危機から脱するためどのような対応をとってきたのか、とるべきと考えるのか、お示してください。

○議長（三井幸雄） 西川市長。

○市長（西川将人） 少子化と人口減少にかかわっての今後の対応についてのお尋ねでございます。

本年5月に、日本創成会議から、2040年における自治体の人口に関する報告がなされ、大きな話題となりましたが、私自身、本市を含めた日本の人口減少問題に対する危機感を新たにしたいところでございます。

私は、平成18年に市長に就任して以来、保育所や留守家庭児童会の定員増などの子育て施策の充実や、本市の優位性、地域特性を生かした企業誘致の推進など、地域産業の振興について重点的に継続して取り組んできており、こうした取り組みにより、人口減少の緩和や地域の活性化に一定程度効果があったものと認識をしておりますし、先般、選定されました地域活性化モデルケースにおきましても、人口減少への対応を意識したプラチナベースなどの事業を盛り込んでいるところであります。

ことし5月に開催されました前内閣官房参与の丹呉さんの人口減少対策にかかわる講演では、道北の拠点都市旭川の果たす役割に大きく期待をしているとお話もお聞きいたしましたし、その際に述べられた若者に魅力のある地方拠点都市の形成などの考え方も参考にするとともに、引き続き、子どもを産み育てやすい環境の充実や企業誘致などの経済対策に取り組むほか、子どもの視点に立った子育て支援施策や、若者が結婚しやすい環境づくりに向けた支援についても視野に入れ、少子化と人口減少という問題に対して、危機意識を持ち、必要な対策をしっかりと進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（三井幸雄） あなだ議員。

○あなだ貴洋議員 一定程度効果があったと認識

しているということではありますが、自治体消滅から脱却するには、少子化対策の強化と同時に、若者の流出を食い止め、一旦、大都市に出た若者を本市に呼び込む、呼び戻す機能の強化が求められております。

そこで、本市と同じく消滅可能性都市に含まれた東京都内で有数の繁華街、池袋を持つ大都市側の豊島区の対応を御紹介したいと思います。豊島区では、ことし5月8日に日本創成会議の試算が公表された翌週の16日には、試算内容を詳細に分析し、将来像を発信しようと、副区長、教育長、子ども家庭部、都市整備部などの部長ら計27人で構成する区消滅可能性都市緊急対策本部を設置し、出産前からの支援を視野に、保健所長らも対策本部に組み込み、同月、5月25日には緊急対策を発表し、若者に選ばれるまちになるよう、若い世代の意見に耳を傾け、しっかり対応したいと既に取り組みをスタートさせております。

今後、こうした大都市との若者争奪戦に勝利しなければならぬ中、大都市圏に若者の流出を許し続ける本市の最高責任者たる西川市長は、いまだに対応をとられておりません。自治体としての存続が問われるこれ以上ない有事に対し、今回の初動態勢のおくれは看過できるものではありません。これ以上の時間の空費は許されないと考えております。

次に、市民に信頼される市役所づくりについてであります。

9月8日付で、市職労より、「2014年度旭川市職労臨時大会の開催について」と題した文書が通知されました。そこには、11月に旭川市長選挙と賃金確定闘争を控え、より一層厳しい闘いが予想されることから、今後の運動方針を確立するための臨時大会を開催するとの趣旨が明記され、その中には、各分会に代議員の選出要請があり、なおかつ、各職場に対し、組合側から具体的な割り当て人数も示されておりました。いわば、動員ノルマとも言えるものであります。こうした内容

に加え、開催日時も、驚くことに来月1日、平日の16時開会とされていました。当然のことながら、この時間帯は職員の勤務時間中であり、幾ら権利とはいえ、選挙活動ととれる組合活動を優先しろと言わんばかりの実態が明らかとなっております。

市として、このような臨時大会の開催について把握していたのでしょうか、また、各分会に要請のあった割り当て人数は、市役所全体で何名ぐらいとなるのでしょうか、お答えください。

○議長（三井幸雄） 鈴木総務部長。

○総務部長（鈴木義幸） 職員団体の臨時大会についてのお尋ねでございます。

職員団体の集会は、職員団体が組合員に対して行う活動でありまして、市として管理監督するような権限は持っておりませんので、通常は事前に市として把握しているといったことはありませんけれども、今回、あなだ議員からそういったお話をお聞きいたしまして職員団体に問い合わせたところ、臨時大会の開催予定があつて、参加予定人数は80名程度であるというふうにお聞きをいたしております。

○議長（三井幸雄） あなだ議員。

○あなだ貴洋議員 市として管理監督するような権限がないとはいえ、こうした勤務時間中の活動により、大量の職員が市役所からいなくなるという事態は、市民サービスへの低下を招くことは当然ながら、同時に、市が特定の選挙活動を認めていると市民からの誤解を招きかねません。ひいては、市民の信頼を失いかねません。市として、時間外への変更を要請したのでしょうか。また、このような組合の動きに対し、実態把握に努めるべきと考えますが、いかがですか。

市長は、今回のみならず、今後も、勤務時間中に開催される市職労の大会、それも、市長御自身の選挙にかかわるような大会に出席要請があつた場合、参加するおつもりですか、お答えください。

○議長（三井幸雄） 総務部長。

○総務部長（鈴木義幸） 臨時大会の開催時間についてでございますが、時間の変更についての要請はいたしておりません。

次に、職員団体の活動の把握についてでございますが、通常の職員団体の活動において公務の運営に支障があるようなことはこれまでも生じておりませんが、支障があるようなものに関しては、その把握に努める必要があるものと考えております。

○議長（三井幸雄） 西川市長。

○市長（西川将人） 職員団体から大会等への出席の要請が仮にあつた場合は、その会合の内容、その時々状況を踏まえて適切に判断をしていきたいと考えております。

○議長（三井幸雄） あなだ議員。

○あなだ貴洋議員 勤務時間中というところでは否定をしてほしかつたわけではありますが、今後も、職務専念の義務がありながら、今回のように勤務時間中に大量の職員が市役所からいなくなり、市民生活にも重大な影響を及ぼすとも言うべき事態が想定された場合、市民に行政サービスを提供する最高責任者である市長は、どのような措置を講じるべきと考えますか。

また、これまでも勤務時間中の組合活動は放置されてきましたが、市長は、組合への配慮を優先するのではなく、市民の立場に立った行政運営をすべきだったのではないのでしょうか、お答えください。

○議長（三井幸雄） 総務部長。

○総務部長（鈴木義幸） 職員団体の活動が勤務時間内に行われる場合についてでございますが、こういった一般組合員が参加する職員団体の会合が勤務時間内に行われる場合は、職員個々が年次有給休暇を使用して行われるものでございまして、年次有給休暇は、公務の運営に支障がある場合を除いて、その使用理由は原則として自由でありますことから、年次有給休暇の取得を認めないといったことはできないというふうと考えております。

し、また、職員団体の活動に市として関与できるものではないというふうに認識をいたしているところでございます。

ただ一方で、公務の運営に支障が生じ、市民サービスに影響するような職員団体の活動は、そういった場合は市として認められないものというふうに考えております。

○議長（三井幸雄） あなだ議員。

○あなだ貴洋議員 ただいま、公務に支障が生じ、市民サービスに影響するような組合活動は市として認めないと答弁をいただきました。これは、一歩前進かなと思います。

では、今後も、今回同様に勤務時間中に80名もの大量の職員が市役所からいなくなるような事態が想定される場合、行政サービスの提供や危機管理の観点からも支障を来すと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（三井幸雄） 総務部長。

○総務部長（鈴木義幸） 公務の運営に支障が生じる人数がどの程度ということについてのお話でございますが、各職場におきましては、時期によって業務の忙しさの度合いが違いますし、職員数が多い職場、少ない職場もございます。状況はさまざまでございますが、また、公務員は時間単位の年次有給休暇の取得も可能でございますので、一概に何人が年次有給休暇を取得すると業務に支障が生ずるのかということは言うことができないというふうに考えておりますが、年次有給休暇の取得は、各職場の所属長、職場長が判断して承認しておりますので、それぞれの職場において業務状況を踏まえて各所属長が適切に判断しているものというふうに捉えております。

○議長（三井幸雄） あなだ議員。

○あなだ貴洋議員 先ほど、これまでの組合活動において、これは誰が決めたのかわからないですけども、公務の運営に支障を来したことがないと答弁をいただきました。そして、今も、所属長の承認により適切に判断してきたとお答えいた

きました。要するに、これまで公務や市民サービスに影響を与えることはなかったと判断してよろしいですか。

○議長（三井幸雄） 総務部長。

○総務部長（鈴木義幸） 先ほど来、答弁いたしておりますように、個々の職場、職場においての所属長が判断してきておりますし、私どもといたしまして、そういったことで年次有給休暇の申請が上がってきて支障が生じたというような報告は一切受けたことがございませんし、各職場長の判断で適切に判断されているものというふうに考えております。

○議長（三井幸雄） あなだ議員。

○あなだ貴洋議員 今、2つ目の質問でも、通常の職員団体の活動において、公務の運営に支障があるようなことは生じておりませんと、これの繰り返しになるんですけども、では、市長の定めた財政健全化プランでは職員2千900人体制を目指しております。そこで実現しているわけですが、では、80名もの大量の職員が市役所からいなくなっても体制に影響がないということは、まだまだ、これ、職員の削減の余地があるということですよ。民間では、一人で何役もこなし、朝から晩まで厳しい経済情勢のもと……（発言する者あり）本市の地域経済を支えているというわけであります。これまでの職員の定数管理に問題はなかったのでしょうか、市長の見解を伺います。

○議長（三井幸雄） 総務部長。

○総務部長（鈴木義幸） 職員個々に、1人、原則として20日間の年次有給休暇が認められておりますので、その範囲内で権利を行使する分について、当然、職場長の判断の中でこれまでも適切な年次有給休暇の取得について判断をされているというふうに捉えておまして、その申請理由、取得理由は全く自由でございますので、そういった20日間の年次有給休暇の取得の中で個別の判断をして、一切、そういった支障は生じていない

というふうに考えております。

○議長（三井幸雄）　あなた議員。

○あなた貴洋議員　最後にしますけれども、本市においては、勤務時間中に組合活動をする余力のある職場がある一方で、長時間の時間外勤務、あるいはサービス残業を強いられるような職場もあると聞いております。例えば、土木部においては、この3年間で時間外勤務は倍以上となっております。中でも、土木事業所が約6倍の増となっております。

こうした劣悪な環境とも言える中で、市は、男性職員に育休をとれと、男女共同参画の中でも数値目標を押しつけ、実際ながら達成されるわけがありません。そうしたものを民間に今後展開できるのかという疑問もあります。こうした職場環境の改善を放置したまま、勤務時間中の組合活動が行政機能あるいは市民サービスの低下に支障を来していない、しわ寄せを受ける職員や市民がいなると言い切れるのでしょうか。

先ほどケースワーカーの不足も指摘をさせていただきましたが、職員の適正配置、職員の定数管理が適切に行われていたのか、不可解でなりません。公務員倫理を求める立場にある市長の指導力不足、組合への配慮も加わり、市民に信頼される市役所とは言い切れないのではないかと、このことを最後に指摘させていただきます、一般質問を終えたいと思います。